

議案第 2 1 号

八幡浜市カルチャーアイランド 2 1 条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市カルチャーアイランド 2 1 条例の一部を改正する条例

八幡浜市カルチャーアイランド 2 1 条例（平成 1 7 年条例第 1 9 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中下線で示し、又は太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示し、又は太枠で囲まれた部分で示すように改正する。ただし、改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削るものとする。

改正後	改正前
	<p><u>(指定管理者)</u></p> <p><u>第 3 条の 2 市長は、第 1 条の目的を効果的に達成するため、アイランドの管理を、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</u></p> <p><u>(指定管理者が行う管理の基準)</u></p> <p><u>第 3 条の 3 指定管理者は、アイランドを安全円滑に供用し、その施設の機能を十分に維持するよう、適切に管理の業務を行わなければならない。</u></p> <p><u>2 管理の業務に関する経理については、管理の業務以外の業務に関する経理と区分して整理しなければならない。この場合において、管理の業務と管理の業務以外の業務の双方に関連する費用については、適正にそれぞれの業務に配分して経理しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定管理者は、管理の業務に関する書類を備え付け、これを指定の期間中保存しなければならない。</u></p> <p><u>4 指定管理者は、管理の業務を一括して他の者に委任してはならない。</u></p> <p><u>5 地震その他の天災が発生した場合その他緊急の場合の管理の業務は、市長の指示に従い、こ</u></p>

(使用料)

第9条 利用者は、施設を利用する場合、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めた場合は、前納によらないで納付することができる。

(施設の貸付)

第15条 (略)

(委任)

第16条 (略)

別表 (第9条関係)

使用料

使用料区分	金額	摘要
入場料 (外釣り料を含む。)	大人 (中学生以上) 600円 小人 (小学生) 300円	小学生未満の者は、無料

れを行わなければならない。

6 前各項に掲げるもののほか、管理の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(指定管理者の指定の手続等)

第3条の4 指定管理者の指定の手続等については、八幡浜市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例 (平成17年条例第240号) によるものとする。

(使用料)

第9条 利用者は、施設を利用する場合、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めた場合は、前納によらないで納付することができる。

2 第3条の2の規定によりアイランドの管理を指定管理者に行わせる場合の利用料金については、前項の規定に関わらず、別表に定める金額の範囲内で指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について市長の承認を受けなければならない。

3 前項の場合、利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

(指定管理者に関する読替え)

第15条 第3条の2の規定によりアイランドの管理を指定管理者に行わせる場合における第4条、第5条、第6条、第8条、第9条第1項、第13条、第14条及び第16条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(施設の貸付)

第16条 (略)

(委任)

第17条 (略)

別表 (第9条関係)

使用料

使用料区分	金額	摘要
入場料	大人 (中学生以上) 320円 小人 (小学生) 100円	小学生未満の者は、無料
外釣り料 (入場料込み)	大人 (中学生以上) 1,050円 小人 (小学生) 520円	小学生未満の者は、無料

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の八幡浜市カルチャーアイランド21条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

指定管理の終了に伴い、使用料の見直しその他所要の改正を行うため。

